

公立大学法人広島市立大学物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規程

平成31年1月31日

規程第1号

(趣旨)

第1条 この規程は、1994年4月15日マラケシュで作成された政府調達に関する協定、2012年3月30日ジュネーブで作成された政府調達に関する協定を改正する議定書によって改正された協定（以下「改正協定」という。）、経済上の連携に関する日本国と欧州連合との間の協定（以下「日欧協定」という。）その他の国際約束を実施するため、公立大学法人広島市立大学（以下「本学」という。）の締結する契約のうち国際約束の適用を受けるものの取扱いに關し、公立大学法人広島市立大学契約規程（平成22年規程第65号。以下「契約規程」という。）の特例を設けるとともに、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 物品等 動産（現金及び有価証券を除く。）及び著作権法（昭和45年法律第48号）第2条第1項第10号の2に規定するプログラムをいう。
- (2) 特定役務 改正協定の附属書I日本国の付表5に掲げるサービス又は同附属書I日本国の付表6に掲げる建設サービス（以下「建設工事」という。）に係る役務をいう。
- (3) 調達契約 物品等又は特定役務の調達のため締結される契約（当該物品又は当該特定役務以外の物品等又は役務の調達が付隨するものを含み、民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成11年法律第117号）第2条第2項に規定する特定事業（建設工事を除く。）にあっては、民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律の一部を改正する法律（平成23年法律第57号）による改正前の同項に規定する特定事業を実施するため締結される契約に限る。）をいう。
- (4) 一連の調達契約 特定の需要に係る1の物品等若しくは特定役務又は同一の種類の二以上の物品等若しくは特定役務の調達のため締結される二以上の調達契約をいう。

(適用範囲)

第3条 この規程は、本学の締結する調達契約であって、当該調達契約に係る予定価格（物品等の借入れに係る調達契約又は一定期間継続して提供を受ける特定役務の調達契約にあっては、借入期間又は提供を受ける期間の定めが12月以下の場合は当該期間における予定賃借料の総額又は特定役務の予定価格の総額とし、その他の場合は地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号。以下「特例政令」という。）第3条第1項に規定する総務大臣の定めるところにより算定した額とする。）が特例政令第3条第1項に規定する総務大臣の定める区分に応じ総務大臣の定める額以上の額であるものについて適用する。ただし、次に掲げる調達契約については、この限りでない。

- (1) 有償で譲渡（加工又は修理を加えた上でする譲渡を含む。）をする目的で取得する物品等若しくは当該物品等の譲渡（加工又は修理を加えた上でする譲渡を含む。）をするために直接に必要な特定役務（当該物品等の加工又は修理をするために直接に必要な特定役務を含む。）又は有償で譲渡する製品の原材料として使用する目的で取得する物品等若しくは当該製品の生産するために直接に必要な特定役務の調達契約
- (2) 事業協同組合、事業協同小組合若しくは協同組合連合会又は商工組合若しくは商工組合連合会を相手方とする調達契約
- (3) 公共の安全と秩序の維持に密接に関連する調達契約であって、当該調達契約に係る本学の行為を秘密にする必要があるもの

2 前項の予定価格は、一連の調達契約が締結される場合にあっては、当該一連の調達契約により調達すべき物品等又は特定役務の予定価格の合計額とする。

（一般競争入札又は指名競争入札の参加者の資格に関する審査等）

第4条 契約規程第2条第1項（契約規程第25条において準用する指名競争入札の場合を含む。）に規定する資格を有する者は、この規程が適用される調達契約（以下「特定調達契約」という。）に係る一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格を有する者とする。

2 理事長は、前項及び契約規程第3条に定めるもののほか、必要があるときは、特定調達契約に係る一般競争入札に参加する者に必要な資格として、あらかじめ、契約の種類及び金額に応じ、工事、製造又は販売等の実績、従業員の数、資本の額その他の経営の規模及び状況を要件とする資格を定めるものとする。

- 3 理事長は、第1項及び契約規程第25条で準用する契約規程第3条に定めるもののほか、特定調達契約に係る指名競争入札に参加する者に必要な資格として、工事、製造の請負及び物件の買入れその他理事長が必要と認める契約について、あらかじめ、契約の種類及び金額に応じ、前項に規定する事項を要件とする資格を定めるものとする。
- 4 理事長は、第2項又は前項の規定により資格を定めた場合においては、その定めるところにより、隨時に、一般競争入札又は指名競争入札に参加しようとする者の申請をまって、その者が当該資格を有するかどうかを審査するものとする。
- 5 理事長は、前項の規定により審査したときは、その結果を資格を有すると認められた者及び資格がないと認めた者にそれぞれ通知し、有資格者については、その者の名簿を作成するものとする。
- 6 理事長は、第4項の規定による審査の結果、一般競争入札又は指名競争入札に参加する資格がないと認めた者から請求があるときは、当該資格がないと認めた理由を書面により通知しなければならない。
- 7 理事長は、第2項又は第3項の規定により一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格を定めた場合において、特定調達契約の締結が見込まれるときは、当該特定調達契約の締結が見込まれる年度ごとに、これを公示しなければならない。
- 8 理事長は、前項の公示において、次に掲げる事項を明らかにしなければならない。
 - (1) 調達をする物品等又は役務の種類
 - (2) 第4項に規定する申請の方法
 - (3) 第2項又は第3項の規定により定めた資格の有効期間及び当該期間の更新手続
 - (4) 前号の資格に関する文書入手するための手段
(一般競争入札の参加者の資格に関する要件の制限等)

第5条 理事長は、契約規程第2条第2項の規定にかかわらず、特定調達契約に係る一般競争入札に参加する者につき、当該入札に参加する者の事業所の所在地に関する必要な資格を定めることができない。

- 2 理事長は、調達の要件を満たすために不可欠な場合には、関連する過去の経験を要求することができる。ただし、関連する過去の経験を自国の領域において取

得していることを条件として課してはならない。

(一般競争入札の公告)

第6条 次条又は第13条第5項の公告は、当該公告に係る一般競争入札の入札期間の末日の前日から起算して少なくとも40日前（一連の調達契約のうち最初の契約以外の契約に係る一般競争入札（当該最初の契約に係る公告において最初の契約以外の契約に係る公告を少なくとも24日前に行う旨定めた場合に限る。）については、24日前）までにしなければならない。ただし、急を要する場合においては、その期間を10日までに短縮することができる。

2 契約規程第23条の規定は、特定調達契約に関する事務については、適用しない。

(一般競争入札について公告をする事項等)

第7条 理事長は、特定調達契約に係る一般競争入札について公告をするときは、契約規程第5条の規定により公告をしなければならない事項のほか、次に掲げる事項についても、公告をしなければならない。

(1) 一連の調達契約にあっては、当該一連の調達契約のうちの一の契約による調達後において調達が予定される物品等又は特定役務の名称、数量及びその入札の公告の予定時期並びに当該一連の調達契約のうちの最初の契約に係る入札の公告の日付

(2) 競争入札に参加する者に必要な資格を有するかどうかの審査を申請する時期及び場所

(3) 第12条に規定する入札説明書の交付に関する事項

(4) 落札者の決定の方法

2 理事長は、第1項若しくは第13条第5項の公告又は次条第1項若しくは第13条第6項の規定による公示において、当該公告又は公示に係る特定調達契約に関する事務を担当する部局の名称及び契約の手続において使用する言語を明らかにするほか、次に掲げる事項を、英語、フランス語又はスペイン語により、記載するものとする。

(1) 調達をする物品等又は役務の名称及び数量

(2) 入札期日

(3) 当該公告又は公示に係る特定調達契約に関する事務を担当する部局の名称

(指名競争入札について公示をする事項等)

第8条 理事長は、特定調達契約につき指名競争入札により契約を締結しようす

るときは、前条第1項の規定により一般競争入札について公告をするものとされている事項について、公示をしなければならない。

2 前項又は第13条第6項の規定による公示は、第6条第1項の例により、しなければならない。

3 前項の規定による公示は、契約規程第26条第1項に規定する基準に基づく指名競争入札において指名されるために必要な要件（第9条第4項において「指名されるために必要な要件」という。）についても、するものとする。

4 理事長は、特定調達契約について契約規程第26条第2項の規定により通知するときは、同項の規定により通知しなければならない事項のほか、次に掲げる事項を通知しなければならない。

- (1) 一連の調達契約にあっては、前条第1項第1号に掲げる事項
- (2) 契約の手続において使用する言語

5 前項又は第13条第7項の規定による通知は、第2項の規定による公示の日においてするものとする。

6 契約規程第27条の規定は、特定調達契約に関する事務については、適用しない。
(公告又は公示に係る一般競争入札又は指名競争入札に参加しようとする者の取扱い)

第9条 理事長は、特定調達契約につき、一般競争入札により契約を締結しようとする場合において、第7条若しくは第13条第5項の公告をし、又は指名競争入札により契約を締結しようとする場合において第8条若しくは第13条第6項の規定による公示をした後、当該公告又は公示に係る一般競争入札又は指名競争入札に参加しようとする者から第4条第4項に規定する申請（次項及び第5項において「競争入札に係る資格審査の申請」という。）があったときは、速やかに、その者が第4条第2項又は第3項に規定する資格を有するかどうかについて審査を開始しなければならない。

2 理事長は、前項に規定する競争入札に係る資格審査の申請があった場合において、開札の日時までに同項の審査を終了することができないおそれがあると認められるときは、あらかじめ、その旨を当該申請を行った者に通知しなければならない。

3 第4条第6項の規定は、第1項の規定による審査の結果、一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格がないと認めた者について準用する。

4 理事長は、特定調達契約に係る指名競争入札の場合においては、第1項の規定による審査の結果、第4条第3項に規定する資格を有すると認められた者の中から、指名されるために必要な要件を満たしていると認められる者を指名とともに、その指名する者に対し、前条第4項又は第13条第7項に規定する事項を通知しなければならない。

5 理事長は、特定調達契約につき競争入札に係る資格審査の申請を行った者から入札書が第1項の規定による審査の終了前に提出された場合においては、その者が開札の時において、一般競争入札の場合にあっては、第4条第2項に規定する一般競争入札に参加する者に必要な資格を有すると認められることを、指名競争入札の場合にあっては前項の規定により指名されていることを条件として、当該入札書を受理するものとする。

(郵便による入札)

第10条 理事長は、特定調達契約につき郵便による入札を禁止してはならない。

(技術仕様)

第11条 理事長は、環境に関するラベルのために定める環境を害しない技術仕様又は欧州連合、グレートブリテン及び北アイルランド連合王国若しくは日本国において効力を有する関係法令に定める環境を害しない技術仕様を適用する場合には、これらの技術仕様に関し、次の各号に掲げる事項を確保しなければならない。

(1) 契約の対象である物品又はサービスの特性を定めるために適当なものであること。

(2) 客観的に検証可能かつ無差別な基準に基づくものであること。

2 理事長は、調達の実施に関する環境上の条件を定めることができる。ただし、当該環境上の条件が、国際約束に定める規則と両立しており、かつ、調達計画の公示において又は調達計画の公示若しくは入札説明書として使用される他の公示において示されている場合に限る。

(入札説明書の交付)

第12条 理事長は、特定調達契約につき一般競争入札又は指名競争入札により契約を締結しようとするときは、これらの競争入札に参加しようとする者に対し、その者の申請により、次の各号に掲げる事項を記載した入札説明書を交付するものとする。

- (1) 第7条第1項若しくは第13条第5項の規定による公告又は第8条第1項若しくは第13条第6項の規定による公示をしなければならない事項（第7条第1項第3号に掲げる事項を除く。）
- (2) 調達をする物品等又は役務の仕様その他の明細
- (3) 開札に立ち会う者に関する事項
- (4) 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
- (5) 契約の手続において使用する言語
- (6) 電子情報処理組織を使用して契約の手続を行う場合においては、当該電子情報処理組織の使用に関する事項
- (7) その他必要な事項

（複数落札入札制度による物品等又は特定役務の調達）

第13条 理事長は、特定調達契約につき一般競争入札又は指名競争入札により契約を締結しようとする場合において、その需要数量が多いときは、その需要数量の範囲内でこれらの競争入札に参加する者の落札を希望する数量及びその単価を入札させ、予定価格を超えない単価の入札者のうち、低価の入札者から順次需要数量に達するまでの入札者をもって落札者とすることができます。

- 2 前項の場合において、最後の順位の落札者の入札数量が他の落札者の数量と合算して需要数量を超えるときは、その超える数量については、落札がなかったものとする。
- 3 第1項の規定による一般競争入札又は指名競争入札により落札者を定めた場合において、落札者のうち契約を結ばない者があるときは、その者の落札していた数量の範囲内で、まず前項に規定する最後の順位の落札者について同項の規定により落札がなかったものとされた数量の落札があったものとし、次に第9項の規定により落札者とならなかつた者についてその者の入札数量の落札があつたものとすることができます。
- 4 前項の場合において、第9項の規定により落札者とならなかつた者が2人以上あるときは、同項の規定の例によりその順位を決定し、また、最後の順位に当たる者の入札数量について第2項に規定する場合に準ずべき場合があるときは、同項の規定の例による。
- 5 理事長は、特定調達契約につき第1項の規定による一般競争入札により契約を締結しようとする場合において、当該特定調達契約について第7条第1項の規定

により公告をするときは、同項の規定により公告をしなければならない事項のほか、次に掲げる事項についても、公告をしなければならない。

- (1) 第1項の規定による一般競争入札の方法による旨
- (2) 第2項の規定により入札数量の一部について落札がなかつたものとすること
がある旨
- (3) 第11項の規定により当該一般競争入札を取り消すことがある旨
- (4) 端数の入札を制限する場合にはその旨

6 理事長は、特定調達契約につき第1項の規定による指名競争入札により契約を締結しようとする場合において、当該特定調達契約について第8条第1項の規定により公示をするときは、同項の規定により公示をしなければならない事項のほか、次に掲げる事項についても、公示をしなければならない。

- (1) 第1項の規定による指名競争入札の方法による旨
- (2) 第2項の規定により入札数量の一部について落札がなかつたものとすること
がある旨
- (3) 第11項の規定により当該指名競争入札を取り消すことがある旨
- (4) 端数の入札を制限する場合にはその旨

7 理事長は、前項の場合において、その特定調達契約について契約規程第26条第2項の規定により通知するときは、第8条第4項の規定により通知しなければならない事項のほか、前項各号に掲げる事項を通知しなければならない。

8 第1項の規定による一般競争入札又は指名競争入札が2種類以上の物品等又は特定役務について行われるものである場合には、その入札は、物品等又は特定役務の種類の異なるごとにその単価及び数量について行わなければならない。

9 第1項の規定による一般競争入札又は指名競争入札に付した場合において、同価の入札をした者が2人以上あるときの落札者の決定については、入札数量の多い者を先順位の落札者とするものとし、入札数量が同一であるときは、契約規程第19条の規定の例によりくじで先順位の落札者を定めるものとする。

10 第1項の規定による一般競争入札又は指名競争入札に付した場合において、落札数量が需要数量に達しないとき、又は落札者のうち契約を結ばない者があるときは、需要数量に達するまで、最低落札単価の制限内で、契約規程第29条第1項第7号、第3項及び第4項の規定の例により、随意契約によることができる。

11 第1項の規定による一般競争入札又は指名競争入札に付する場合において、

これらの競争入札に加わった者が5人に満たないときは、これらの競争入札を取り消すことができる。

1 2 前項の規定により一般競争入札又は指名競争入札を取り消した場合には、入札書は、そのままこれを入札者に送付しなければならない。

1 3 第11項の規定により一般競争入札又は指名競争入札を取り消した場合には、契約規程第29条第1項第6号及び第2項の規定は、適用しない。

(予定価格の決定方法)

第14条 前条第1項の予定価格は、契約規程第16条第1項の規定にかかわらず、当該入札に付する物品等又は役務の種類ごとの総価額を当該種類ごとの需要数量で除した金額をもって定めなければならない。

(落札)

第15条 理事長は、他の入札書に記載された価格よりも異常に低い価格を記載した入札書を受領した場合には、当該価格が補助金の交付を考慮に入れたものであるかどうかについて当該入札書を提出した供給者に確認を求めることができる。

(随意契約によることができる場合)

第16条 特定調達契約については、契約規程第29条第1項第3号、第6号若しくは第7号又は第13条第10項の規定によるほか、次に掲げる場合に該当するときに限り、公立大学法人広島市立大学会計規則（平成22年規則第5号）第45条第2項の規定により随意契約によることができる。

- (1) 他の物品等若しくは特定役務をもって代替させることができない芸術品その他これに類するもの又は特許権等の排他的権利若しくは特殊な技術に係る物品等若しくは特定役務の調達をする場合において、当該調達の相手方が特定されているとき。
- (2) 既に調達をした物品等（以下この号において「既調達物品等」という。）又は既に契約を締結した特定役務（以下この号において「既契約特定役務」という。）につき、交換部品その他既調達物品等に連接して使用する物品等の調達をする場合又は既契約特定役務に連接して提供を受ける同種の特定役務の調達をする場合であって、既調達物品等又は既契約特定役務の調達の相手方以外の者から調達をしたならば既調達物品等の使用又は既契約特定役務の便益を享受することに著しい支障が生ずるおそれがあるとき。
- (3) 本学の委託に基づく試験研究の結果製造又は開発された試作品等（特定役務

を含む。) の調達をする場合

- (4) 既に契約を締結した建設工事(以下のこの号において「既契約工事」という。)についてその施工上予見し難い事由が生じたことにより既契約工事を完成するため施工しなければならなくなった追加の建設工事(以下この号において「追加工事」という。)で当該追加工事の契約に係る予定価格に相当する金額(この号に掲げる場合に該当し、かつ、随意契約の方法により契約を締結した既契約工事に係る追加工事がある場合には、当該追加工事の契約金額(当該追加工事が二以上ある場合には、それぞれの契約金額を合算した金額)を加えた額とする。)が既契約工事の契約金額の100分の50以下であるものの調達をする場合であって、既契約工事の調達の相手方以外の者から調達をしたならば既契約工事の完成を確保する上で著しい支障が生ずるおそれがあるとき。
- (5) 計画的に実施される施設の整備のために契約された建設工事(以下この号において「既契約工事」という。)に連接して当該施設の整備のために施工される同種の建設工事(以下この号において「同種工事」という。)の調達をする場合、又はこの号に掲げる場合に該当し、かつ、随意契約の方法により契約が締結された同種工事に連接して新たな同種工事の調達をする場合であって、既契約工事の調達の相手方以外の者から調達をすることが既契約工事の調達の相手方から調達をする場合に比して著しく不利と認められるとき。ただし、既契約工事の調達契約が第4条から第12条までの規定により締結されたものであり、かつ、既契約工事の入札に係る第7条第1項の公告又は第8条第1項の公示においてこの号の規定により同種工事の調達をする場合があることが明らかにされている場合に限る。
- (6) 建築物の設計を目的とする契約をする場合であって、当該契約の相手方が、特例政令第11条第1項第6号に規定する総務大臣の定める要件に準じこれを満たす審査手続により、当該建築物の設計に係る案の提出を行った者の中から最も優れた案を提出した者として特定されているとき。ただし、当該契約が、契約規程第29条第1項第2号に規定するその性質又は目的が競争入札に適しないものに該当する場合に限る。
- 2 特定調達契約につき契約規程第29条第1項第6号又は第7号の規定により随意契約による場合には、同条第4項の規定は、適用しない。
(落札者の決定等に関する通知)

第17条 理事長は、特定調達契約につき、一般競争入札又は指名競争入札により落札者を決定した場合において、落札者とされなかった入札者から請求があったときは、速やかに、落札者を決定したこと、落札者の氏名又は名称及び住所並びに落札金額並びに当該請求を行った入札者が落札者とされなかった理由（当該請求を行った入札者の入札が無効とされた場合にあっては、無効とされた理由）を、当該請求を行った入札者に書面により通知するものとする。

（落札者等の公示）

第18条 理事長は、特定調達契約につき、一般競争入札又は指名競争入札により落札者を決定したとき、又は随意契約の相手方を決定したときは、決定した日の翌日から起算して72日以内に、公示をしなければならない。

2 前項の公示においては、次に掲げる事項を記載するものとする。

- (1) 落札又は随意契約に係る物品等又は役務の名称及び数量
- (2) 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
- (3) 落札者又は随意契約の相手方を決定した日
- (4) 落札者又は随意契約の相手方の氏名又は名称及び住所
- (5) 落札金額又は随意契約に係る契約金額
- (6) 契約の相手方を決定した手続
- (7) 一般競争入札又は指名競争入札によることとした場合には、第7条第1項若しくは第13条第5項の公告又は第8条第1項若しくは第13条第6項の規定による公示を行った日
- (8) 随意契約による場合には、その理由
- (9) その他必要な事項

（記録の作成及び保管）

第19条 理事長は、特定調達契約につき、一般競争入札若しくは指名競争入札により落札者を決定したとき、又は随意契約の相手方を決定したときは、当該契約の内容等必要な記録を作成し、保管するものとする。

附 則

- 1 この規程は、日欧協定が日本国について効力を生ずる日から施行する。
- 2 この規程は、この規程の施行の日前において行われた公告その他の契約の申込みの誘引に係る契約で同日以降に締結されるものについては、適用しない。

附 則

- 1 この規程は、包括的な経済上の連携に関する日本国とグレートブリテン及び北アイルランド連合王国との間の協定が日本国について効力を生ずる日から施行する。
- 2 この規程は、この規程の施行の日前において行われた公告その他の契約の申込みの誘引に係る契約で同日以降に締結されるものについては、適用しない。